

72類、73類 1. 高張力鋼板

熱間圧延のものにあっては引張り強さが 490 メガパスカル以上のもの、冷間圧延のものにあっては引張り強さが 340 メガパスカル以上のものをいう。実務的には、検査証明書に記載された値により所属を決定して差支えない。

72類、73類 2. I F (非侵入型) 鋼

炭素の含有量が全重量の 0.005%以下のものであり、実務的には、検査証明書に記載された値により所属を決定して差支えない。

72類、73類 3. 電磁鋼板

磁束密度を 50 ヘルツで 1.5 テスラにした際の鉄損が、鋼材 1 キログラムにつき 16 ワット以下のものであり、実務的には、検査証明書に記載された値により所属を決定して差支えない。

72類、73類 4. ブリキ原板

めつきを施してない原板であり、日本産業規格 G3303 SPB に該当するものを分類する。実務的には、検査証明書に記載された JIS 番号により所属を決定して差支えない。

72類、73類 5. クロム系ステンレス及びニッケル系ステンレス

クロム系ステンレスとはニッケルを含有しないもの又はニッケルの含有量が全重量の 0.6%以下のものをいい、ニッケル系ステンレスとはクロム以外にニッケルを含有するもののうち、ニッケルの含有量が全重量の 0.6%を超えるものをいう。いずれにおいても、その他の成分を含有するかしないかを問わない。実務的には、検査証明書に記載された値により所属を決定して差支えない。

72類、73類 6. 発生品

発生品とは、我が国から輸出する際に、品質検査によって不合格となった規格外品、きずもの等をいい、メーカーの検査証明書がないものをいう。

7204.49 1. 銅被覆鋼線くず

本品は、鋼線に銅を被覆した電線の切断くずで、輸入後溶解して鋼を回収するものである。本品の重量構成比鋼約60%、銅約40%、価格構成比は、銅95%、鋼5%である。

本品は、2以上の卑金属から構成される卑金属の物品であり、銅よりも鋼の含有重量が多いので、第15部の注7の規定により鋼のくずとして本号に分類する。

7204.49 2. ヘビーくず

ヘビーくずとは、鋼板、形鋼、レール、列車車体、船舶胴体、重機、ポンベ等の鉄鋼製品を圧縮切断機、ガスバーナー等で切断し、解体したもの（プレスクズ（注）を除く。）で、一個当たりの重量が1kg以上1,000kg以下のものをいう。

（注）プレスクズとは、圧縮成形されたもので、全て長方形になっている。

（参考）ヘビーくずの寸法、形状は、概ね次の範囲。

高さ	1mm 以上～ 500mm 以下
幅	300mm 以上～ 500mm 以下
長さ	300mm 以上～1,200mm 以下

7204.49 3. シュレッダーくず

シュレッダーくずとは、自動車、家電製品等をシュレッダー機械で破碎し、非鉄分、プラスチック、ガラス等の異物を取り除いたものである。シュレッダー機械による破碎処理を経ているため、長方形に圧縮成形されたプレスクズや切断されたヘビーくずとは異なり、塊状となっている。

（参考）シュレッダーくずの寸法は、概ね以下のとおり。

長辺	20cm 以下
単重	2kg 以下

7210.49 又は 7225.92 1. 合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の 7 %以上の均質な合金のものに限る。）

溶融亜鉛めっき（引き伸ばした鋼板をめっき槽で溶融亜鉛に通す処理）をした後に、合金化炉（合金化処理装置）に通し、加熱することにより、めっき層を鉄の含有量が全めっき重量の 7 %以上の均質な合金としたものである。

外観は、表面がざらつき光沢がないという特徴を有することから、合金化されていない溶融亜鉛めっき鋼板（例えば、トタン）のように表面が滑らかで光沢を有しているものとは異なる。「GALVANNEALED STEEL SHEET」、「GA」の表記で取引されることがある。

72.17 項 1. ガスシールド溶接用ソリッドワイヤ

本品は鉄鋼材等の接合に使用されるものである。

ガスシールド溶接は、溶接部を炭酸ガス等でシールドし、フラックスを使用せず溶接する。通常、自動車、機械等に用いられる溶接法である。このガスシールド溶接ソリッドワイヤは、サブマージ溶接用ソリッドワイヤと同様、表面に銅めっきが施されており、その横断面の寸法が 2.0 ミリメートル未満のものに限り当該細分に分類される。

なお、溶接用ソリッドワイヤであるか否かは、銅めっきが施されているか否かにより判定して差し支えない。